

美馬市が発注する公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡の承諾等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美馬市（以下「市」という）が発注した建設工事（以下、「工事」という。）を請け負う建設業者が工事に係る請負代金債権の譲渡を活用した「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付国総建第197号及び国総建整第154号による国土交通省建設流通政策審議官の通達）を利用する場合における美馬市公共工事標準請負契約約款に関する規則（平成19年美馬市規則第22号）（以下「約款規則」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の承諾の対象者)

第2条 債権譲渡の承諾の対象者は、工事を受注施工している建設業者であって、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅元請建設業者（以下「元請業者」という。）とする。

(債権譲渡の対象の工事)

第3条 債権譲渡の対象の工事は、次に掲げる工事を除く1件の請負代金額が1,000万円以上の工事（債権譲渡の承諾の申請時点）とする。

(1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

(2) 次に掲げる工事を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越等工期が複数年度にわたる工事

ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(3) 元請業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

(債権譲渡先)

第4条 債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、地域建設業経営強化融資制度に係る元請業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適當と認める民間事業者であって、元請業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(譲渡債権の範囲等)

第5条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、約款規則第31条第2項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、約款規則第50条第1項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 元請業者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において請負代金額に増減が生じた場合における譲渡される工事請負代金債権の額は、変更後の金額とする。この場合において、元請業者は債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを添付し、通知するものとする。

(譲渡債権が担保する範囲)

第6条 地域建設業経営強化融資制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の元請業者に対する当該工事に係る貸付金及び公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)が当該工事に関して元請業者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が当該元請業者に対して有するその他の債権を担保するものでない。

(債権譲渡を承諾する時点)

第7条 当該工事の出来高(第3条第2号アにあっては、最終年度の工事に係る出来高)が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第8条 元請業者は債権譲渡の承諾の申請を行う場合には、次の書類を市に提出するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号) 1通

(2) 工事履行報告書(様式第5号) 1通

(3) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該債権譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(債権譲渡の承諾の決裁処理手順等)

第9条 債権譲渡の承諾事務は、当該工事の契約担当者(美馬市契約事務規則(平成17年美馬市規則第39号。以下「契約規則」という。)第3条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)において行うものとする。

2 申請書類の受理は、契約担当者で行うものとする。

3 契約担当者は、申請書類受理後、速やかに承諾のための手続を行うものとする。

4 契約担当者は、債権譲渡整理簿(様式第6号)により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

5 契約担当者は、債権譲渡の承諾後、確定日付を付した債権譲渡承諾に係る通知(様式第2号)を元請業者及び債権譲渡先に交付するものとする。ただし、交付に当たり、郵送する場合については配達証明扱いとし、直接交付する場合については受領書を徴しておくものとする。

6 契約担当者は、債権譲渡の申請及び承諾状況について企画総務部契約管財課に毎年4月1日から9月30日までの状況を10月15日までに、10月1日から翌年3月31日までの状況を4月15日までに債権譲渡報告書(様式第7号)により報告するものとする。

(申請書類等の確認に際して留意すべき事項)

第10条 申請書類等の確認に際して留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号)

譲渡対象債権の金額(申請時時点)が工事請負契約に基づき元請業者が請求できる債権金額と一致していることを確認するものとする。

(2) 工事履行報告書(様式第5号)

当該工事の出来高が2分の1以上であることを確認するものとする。

- (3) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該債権譲渡に関する保証人等の承諾書が提出されていることを確認するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第11条 契約担当者は、前条各号に規定するいずれかの事項の確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わないものとする。

- 2 前項の場合には、契約担当者は、元請業者及び債権譲渡先に対し、承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾に係る通知(様式第3号)を交付するものとする。

(債権譲渡の通知)

第12条 元請業者及び債権譲渡先は、市による債権譲渡の承認を受け、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署により次の書類を市に提出するものとする。

- (1) 債権譲渡通知書(様式第4号) 1通

- (2) 債権譲渡契約証書(参考様式第1号)の写し 1通

- (3) 発行日から3か月以内の元請業者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

ただし、提出先は、申請書類の受理を行った契約担当者とし、配達証明郵便により提出するものとする。

- 2 元請業者は、約款規則第4条の規定により、当該工事の契約の保証を行う金融機関、保証事業会社又は保険会社に対して債権譲渡通知書(様式第4号)の写し及び債権譲渡契約証書(参考様式第1号)の写しを添付し、債権譲渡を行った旨を市に通知するものとする。

(工事請負代金の振込先の変更)

第13条 契約担当者は、債権譲渡通知書(様式第4号)を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続をとるものとする。

(支払計画等の提出)

第14条 元請業者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該建設工事に関する下請業者等への代金の支払状況及び地域建設業経営強化融資制度に基づく融資に係る借入金の当該建設工事に関する下請業者等への支払状況・支払計画書(参考様式第2号)を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとする。

- 2 前項の規定により、支出状況・支払計画書(参考様式第2号)の提出を受けた保証事業会社においては、債権譲渡先から支払状況・支出計画書の写しを受けて確認するものとする。

(出来高査定)

第15条 融資時の譲渡債権の担保価値の査定に当たり、融資時の出来高を確認する必要がある当該の出来高の査定は、原則として債権譲渡先が行うものとする。

- 2 前項による出来高の査定を行うに当たり、現地確認の必要がある場合は、債権譲渡先は契約担当者に対して工事出来高査定協力依頼書(様式第8号)を提出するものとする。この場合において、契約担当者は、工事監督員と協議の上、工程に支障のない範囲内で工事の現場への立入りを承認するものとする。

(融資実行の報告)

第16条 元請業者及び債権譲渡先が、市による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて契約担当者に融資実行報告書（様式第9号）を提出するものとする。

2 元請業者が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業者による金融保証（以下「公共工事金融機関保証証書」という。）を受けた場合には、速やかに契約担当者に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

（債権譲渡先からの債権金額の請求）

第17条 債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、次の書類を提出するものとする。ただし、債権譲渡先は、市による検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができるものとする。

（1） 工事請負代金請求書（様式第10号） 1通

（2） 債権譲渡承諾に係る通知（様式第2号）の写し 1通

（3） 債権譲渡契約証書（参考様式第1号）の写し 1通

2 債権譲渡が行われた場合には、これ以降は元請業者及び譲渡を受けた債権譲渡先は、前払金及び中間前払金並びに部分払金を市に請求することはできないものとする。

（工事請負代金請求書の確認に際して留意すべき事項）

第18条 契約担当者は、請求金額が第5条に規定する譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾に係る通知において規定されている債権金額と一致していることを確認するものとする。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

美馬市長 様

請負者			
(譲渡人)	所在地		
	商号又は名称		
	代表者名		実印
(譲受人)	所在地		
	商号又は名称		
	代表者名		実印

請負者（以下「甲」という。）が美馬市に対して有する基本契約書【美馬市と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書】に基づく下記の工事請負代金債権を譲受人（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、美馬市公共工事標準請負契約約款に関する規則第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますよう御依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、美馬市公共工事標準請負契約約款に関する規則第44条に規定された瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

記

1 工事の名称

2 路線名等

3 工事箇所

4 工期 自 年 月 日
至 年 月 日

5 (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。
-(2)前払金額 金 円
-(3)中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4)債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。

請負者

（譲渡人） 所在地
商号又は名称
代表者名 様

（譲受人） 所在地
商号又は名称
代表者名 様

美馬市長

印

建設工事請負代金の債権譲渡の承諾について（通知）

年 月 日付けで依頼のあった工事（工事の名称： ）に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって譲受人（以下「乙」という。）に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、美馬市公共工事標準請負契約約款に関する規則第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた譲渡人（以下「甲」という。）の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は、美馬市公共工事標準請負契約約款に関する規則第34条に規定する前払金及び中間前払金並びに美馬市公共工事標準請負契約約款に関する規則第37条第1項に規定する部分払金は、本承諾以降は、請求できないものとする。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、当該建設工事が完成した場合には、美馬市公共工事標準請負契約約款に関する規則第31条第2項に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とすること。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、美馬市公共工事標準請負契約約款に関する規則第50条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とすること。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5中の（1）及び（4）債権譲渡額の金額は、変更後の金額とすること。
- 2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署により市に債権譲渡通知書を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関し、甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、市は関与しないこと。

請負者

(譲渡人) 所在地
商号又は名称
代表者名 様

(譲受人) 所在地
商号又は名称
代表者名 様

美馬市長



建設工事請負代金の債権譲渡の不承諾について（通知）

年 月 日付けで提出された次の工事に係る債権譲渡の承諾の依頼については、次の理由により承諾できません。

- 1 工事の名称
- 2 路線名等
- 3 工事箇所
- 4 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 請負代金額 円
- 6 承諾しない理由

なお、この通知をした日から起算して7日以内（休日（美馬市の休日を定める条例（平成17年美馬市条例第2号）第1条に規定する休日をいう。）を含まない。）に書面により、上記理由についての説明を求めることができます。

債権譲渡通知書

年 月 日

美馬市長 様

請負者			
(譲渡人)	所在地		
	商号又は名称		
	代表者名		実印
(譲受人)	所在地		
	商号又は名称		
	代表者名		実印

年 月 日付けで御承諾いただきました（譲渡人の商号又は名称）が美馬市に対して有する下記の工事請負代金の債権について、（譲受人）に譲渡致しましたので、譲渡人及び譲受人が連署の上通知します。

よって、下記の工事請負代金につきまして、今後は譲受人の下記の振込口座にお振り込みください。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 工事の名称
- 2 路線名等
- 3 工事箇所
- 4 工期 自 年 月 日 至 年 月 日 ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。
- 5 (1) 請負代金額 金 円
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)
ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。

[振込口座]

- 1 振込みを希望する金融機関の名称
○○銀行▲▲本支店
- 2 預金の種別及び口座番号
××預金×××××××
- 3 口座の名義
(ふりがな)
××××

様式第5号（第8、9、10条関係）

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
工 事 箇 所			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
日 付	年 月 日（ 月分）		
月 別	予 定 工 程（％） （ ）内は工程変更後	実 施 工 程（％）	備 考
平成 年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
(記載欄)			

(備考) 必要に応じ、適宜項目を加除等修正して使用するものとする。

企画総務部契約管財課長 様

契約担当所管部課の長の職名

債権譲渡について（報告）

美馬市が発注する公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡の承諾等に関する事務取扱要領第9条第6項の規定により、債権譲渡の申請及び承諾状況について次のとおり報告します。

（対象期間： 年 月 日～ 年 月 日）

整理番号	申請年月日	承諾年月日	工事名	請負者	請負額(円)	債権譲渡先

※請負金額は、最終の請負金額を記載すること。

年 月 日

工事出来高査定協力依頼書

美馬市長 様

（債権譲受人）所在地

商号又は名称

代表者名

印

次の工事について「地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており、同工事の出来高を査定する必要があります。

つきましては、同工事の出来高査定に係る工事現場への立入りについて承諾くださるようお願いいたします。

1 工事の名称

2 路線名等

3 工事箇所

4 請負者 住所
氏名

5 現場立入希望日 年 月 日 時 分～ 時 分

6 現場立入者職氏名

7 連絡先

融 資 実 行 報 告 書

年 月 日

美馬市長 様

請負者		
(譲渡人)	所在地	
	商号又は名称	
	代表者名	実印
(譲受人)	所在地	
	商号又は名称	
	代表者名	実印

甲が美馬市に対して有する下記債権の譲渡につきましては、年 月 日付け第号で御承諾いただきましたが、甲及び乙の間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲及び乙の連署のうえ報告します。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 工事の名称
- 2 路線名等
- 3 工事箇所
- 4 工期 自 年 月 日 ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。
至 年 月 日
- 5 (1) 請負代金額 金 円
－(2) 前払金額 金 円
－(3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。

様式第10号（第17条関係）

工 事 請 負 代 金 請 求 書

年 月 日

美馬市長 様

(債権譲受人) 所在地
商号又は名称
代表者名

実印

年 月 日付け第号で承諾を受けた建設工事請負代金の債権譲渡承諾通知に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 _____ 円

ただし、〇〇工事の代金とする。

(内訳)

(1) 請負代金額	¥ _____
(2) 前払金受領済額	¥ _____
(3) 中間前払金受領済額 及び部分払金受領済額	¥ _____
(4) 履行遅滞の場合における損害金等	¥ _____
(5) 今回請求金額	¥ _____

2 支払口座等

(1) 振込みを希望する金融機関の名称

〇〇銀行▲▲本支店

(2) 預金の種別及び口座番号

××預金×××××××

(3) 口座名義

(ふりがな)

××××

(4) 請求者の連絡先

住 所

電 話

ファクシ

参考様式第1号（第12条関係）

◆ 債権譲渡契約証書 ◆

譲渡人（以下「甲」という。）と譲受人（以下「乙」という。）とは、次のとおり債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第1条 甲と美馬市（以下「丙」という。）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下「当該工事請負契約」という。）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という。）を、 年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事の名称

(2) 路線名等

(3) 工事箇所

(4) 契約日 年 月 日

(5) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(6) 請負代金額 金 円

(7) 既受領金額 金 円

(8) 債権譲渡額（(6)－(7)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、当該工事が完成した場合においては、美馬市公共工事標準請負契約約款に関する規則第31条第2項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、当該工事請負契約が解除された場合においては、美馬市公共工事標準請負契約約款に関する規則第50条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(6)及び(8)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、当該工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（担保責任）

第2条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するに当たって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

（禁止事項）

第3条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為をしてはならない。

（被担保債権）

第4条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（当該工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うものに限る。）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸金債権」という。）を担保するため、及び「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保

証事業会社」という。)が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約(以下「金融保証契約」という。)に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権(以下「保証事業会社の債権」という。)を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

(被担保債権の優劣)

第5条 被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには、乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額(以下「残余金」という。)について、乙より支払いを受けることができる。

(譲渡債権の請求)

第6条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

(弁済の充当等)

第7条 乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払いは、以下のとおり行う。

- (1) 甲が、丙との当該工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。
- (2) 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引き渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約に係る借入金(利息及び損害金を含む)をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。
- (3) 甲が、金融保証契約にかかる借入金(利息及び損害金を含む)を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項の規定にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議の上、乙は残余金を甲に支払うことができる。
- (4) 全各号に規定する弁済の充当等に要する費用は、甲の負担とする。
- (5) 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払いを行う。この場合、保証事業会社に支払いをするときは、乙は、甲に対して事前に通知するものとする。

ア 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

イ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

ウ 当該工事請負契約が解除された場合

エ その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

- (6) 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払いを行う限度において、甲は、期限の利益を失う。
- (7) 乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社へ支払いをしたときは、乙は甲に通知する。

(協力義務)

第8条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払い等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は、直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合において必要となる費用については、甲の負担とする。

(受益の意思表示)

第9条 保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認した上で、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第4条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合において、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

(説明請求)

第10条 保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解除の禁止)

第11条 甲及び乙は、保証事業会社が第9条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

(合意管轄)

第12条 本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自その内容を確認し、署名押印の上、各々1通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人 (甲)

住所
商号又は名称
代表者氏名

実印

債権譲受人 (乙)

住所
商号又は名称
代表者氏名

実印

支 払 状 況 ・ 支 払 計 画 書

年 月 日

御中

発注者名

工 事 名

契約金額

印

工事代金支払項目		全所要数量				支 払 済 み				支 払 予 定				支 払 先		
下請工種又は資材名		全所用金額				月日	金 額			月日	金 額			(名称/所在地/電話)		
1 下請代金	2 資材代金														円	<名 称>
					円										<所在地>	
															<電 話>	
1	2														<名 称>	
					円										<所在地>	
															<電 話>	
1	2														<名 称>	
					円										<所在地>	
															<電 話>	
1	2														<名 称>	
					円										<所在地>	
															<電 話>	
					円										<名 称>	
					円										<所在地>	
															<電 話>	
合計又は次葉繰越高																

(ご注意)

・支払予定欄の月旬は、以下の区分により御記入ください。

上旬 1日～10日 中旬 11日～20日 下旬 21日～月末